

尼崎市民間駐輪場整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車や原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の放置を防止し、道路や公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する利便性の高い駐輪場の整備を促進するための補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐輪場 自転車等を駐車するための施設をいう。
- (2) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 補助申請者 尼崎市民間駐輪場整備補助金を受けるために補助申請を行う者をいう。
- (5) 新設 新たに駐輪場を設置することをいう。
- (6) 増設 既存の駐輪場を改修等することにより自転車等の収容台数を増台することをいう。
- (7) 収容台数 新設にかかる整備台数または横40cm縦160cmを1台の駐車場所として算出した台数のいずれか低いほうをいう。この場合において、1台未満の端数があるときは、これを1台単位に切り捨てる。ただし、ラックを設置する場合は整備台数を収容台数とする。
- (8) 増加台数 増設にかかる整備台数または横40cm縦160cmを1台の駐車場所として算出した台数のいずれか低いほうをいう。この場合において、1台未満の端数があるときは、これを1台単位に切り捨てる。ただし、ラックを設置する場合は増設にかかる整備台数を増加台数とする。
- (9) 附置義務相当台数 次に掲げる自転車等の台数をいう。
 - ア 商業施設や店舗等の敷地内に設置する駐輪場で、売場、売場間の通路、飲食場等店舗の用に供される床面積10㎡ごとに1台で算出した台数。
 - イ 住宅の敷地内に設置する駐輪場で、戸数に2台を乗じて算出した台数。
- (10) 補助対象台数 次に掲げる自転車等の台数をいう。
 - ア 新設における収容台数から附置義務相当台数を差し引いた台数。
 - イ 増設における次のいずれか少ない台数。
 - (ア) 増加台数
 - (イ) 増設前整備済台数と増加台数の合計台数から附置義務相当台数を差し引いた台数

(補助対象者)

第3条 補助申請者は、次の各号に掲げる要件を具備する駐輪場の整備を行う法人または個人とする。

- (1) 不特定の者が利用するものであること。
- (2) 利用方法および利用料金等の情報を現地において看板等で告知すること。
- (3) 不特定の者が利用する駐輪場の区画を明確にすること。
- (4) 駐輪場における補助対象台数が5台以上で、別に定める市内の鉄道駅（以下「鉄道駅」という。）から概ね300メートル以内の位置であること。ただし、特に駐輪場が不足していると判定された鉄道駅については概ね400メートル以内とする。
- (5) 第7条における補助承認決定通知日において、駐輪場整備の工事着手前であること。
- (6) 駐輪場を開設した日から継続して3年以上運営すること。
- (7) 申請した駐輪場所在地において、過去にこの補助の決定を受けていないこと。
- (8) 建築基準法等の関係法令を遵守していること。
- (9) 駐輪場の管理運営および構造等に関し、市長が適当と認めるものであること。

- (10) 尼崎市ホームページ等で別に定める駐輪場情報の公開に対して同意すること。
- (11) 利用状況等の確認のため市職員による駐輪場への立ち入り調査に対して同意すること。
- (12) 鉄道事業者および公益財団法人自転車駐車場整備センターが整備するものでないこと。
- (13) 市有地、市から提供する用地または鉄道事業者用地に整備するものでないこと。
- (14) 補助申請者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）に規定する第2条第2号から第4号に該当しないこと。

（補助の事前申請）

第4条 補助申請者は、工事を行う前に、尼崎市民間駐輪場整備補助金事前申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長が別に定める期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 駐輪場位置図
- (2) 駐輪場敷地面積求積図
- (3) 駐輪場平面図又は各階平面図
- (4) 見積書（内訳書を含む。）の写し
- (5) 土地登記簿謄本（借地の場合は、賃貸借契約書の写し又は土地所有者の駐輪場設置の承諾書）
- (6) その他市長が必要と認め指示する書類

（補助金の限度額）

第5条 補助金の限度額は、前条における申請内容による別表1に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、その上限は300万円とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを千円単位に切り捨てる。ただし、特に駐輪場が不足していると判定された鉄道駅については補助対象経費に3分の2を乗じた額とし、その上限は400万円とする。

2 前項の規定において、予算残額が300万円又は400万円に満たない場合は、補助金の限度額の上限は予算残額と読み替える。

（事前申請の取下げ）

第6条 補助申請者は、何らかの理由で第4条の規定による申請を取下げの場合は、速やかに尼崎市民間駐輪場整備補助金事前申請取下届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出の提出があった場合は、当該申請を取消し、尼崎市民間駐輪場整備補助金事前申請取消通知書により補助申請者に通知する。

（補助の承認決定）

第7条 市長は、第4条の規定による申請に基づき算出した補助限度額の合計がその当該年度の予算額の範囲内の場合には、その補助承認を決定し、尼崎市民間駐輪場整備補助金承認決定通知書により補助申請者に通知する。

2 市長は、第4条の規定による申請に基づき算出した補助限度額の合計がその当該年度の予算額を上回る場合は、別に定める採点の点数上位者から当該年度の予算額を超えない範囲で、その補助承認を決定する。なお、その補助承認の可否を尼崎市民間駐輪場整備補助金承認決定通知書により補助申請者に通知する。

3 市長は補助承認を決定するときに、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助承認の取下げ）

第8条 前条の規定により補助承認することが決定された者（以下「補助決定者」という。）は、工事の中止またはその他の理由により補助承認を取下げの場合は、速やかに尼崎市民間駐輪場整備補助金承認決定取下届により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、補助承認を取消し、尼崎市民間駐輪場整備補助金承認決定取消通知書により補助決定者に通知する。

（補助金の交付申請）

第9条 補助決定者は、駐輪場の開設後において尼崎市民間駐輪場整備補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。また、交付申請書の提出後に工事代金等を納付する場合は、納付後速やかに領収書の写しを提出しなければならない。

- (1) 工事完成図面及び写真（全体・出入口・駐輪場所・精算機・看板など）
 - (2) 工事契約書の写し
 - (3) 請求書（内訳書を含む。）の写し
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 駐輪場が不特定の者の利用に供すると確認できるもの（利用案内又は約款等）
 - (6) その他市長が必要と認め指示する書類
- 2 前項の規定に基づく申請は、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。ただし、市長が別に定めた場合はこの限りではない。

（補助金の交付額）

第10条 補助金の交付額は、前条における申請内容による別表1に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、第7条で承認決定した補助限度額を上限とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを千円単位に切り捨てる。ただし、特に駐輪場が不足していると判定された鉄道駅については補助対象経費に3分の2を乗じた額とする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、尼崎市民間駐輪場整備補助金交付決定通知書により補助決定者に通知する。

- 2 市長は、第9条第1項の規定に基づく申請が第9条第2項の期日までに提出されない場合は、第7条の規定により決定した補助承認を取消し、尼崎市民間駐輪場整備補助金承認決定取消通知書により補助決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条第1項の規定により交付することが決定された者（以下「交付決定者」という。）は、尼崎市民間駐輪場整備補助金交付決定通知書の通知日から20日以内に尼崎市民間駐輪場整備補助金請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく請求書が期日までに提出されない場合は交付決定の取消しをすることができる。

（駐輪場の変更または事業の廃止の届出）

第13条 交付決定者は、駐輪場を開設した日から起算して3年以内において、第11条第1項において交付決定した内容を変更し、または事業を廃止しようとするときは、尼崎市民間駐輪場整備補助金変更・廃止届により、市長に速やかに届け出なければならない。

（承継）

第14条 交付決定者は、相続・譲渡その他の事由により駐輪場を喪失した場合に、尼崎市民間駐輪場整備補助金地位承継届に当該駐輪場を引き継いだことを証する書類を添付し、速やかに市長に届け出ることにより補助措置を承継することができる。

（交付決定の変更または取消）

第15条 市長は、前2条に規定する届出の提出があった場合は、その内容に基づき交付決定を変更または取消しすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定の変更または取消に伴い、その内容を基に算出した別表1に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じた額が、第11条で交付決定した補助金の額を下回ったときは、補助金の交付額をその額に変更することができる。この場合において、変更する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを千円単位に切り捨てる。ただし、特に駐輪場が不足していると判定された鉄道駅については補助対象経費に3分の2を乗じた額とする。

- 3 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により本要綱の規定による補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 事業の執行等により暴力団の利益行為となった場合

(4) その他市長が補助の決定が適切でないとき

4 市長は、第12条第3項および前3項の規定により交付決定を変更または取消しするときは、尼崎市民間駐輪場整備補助金交付決定変更通知書または尼崎市民間駐輪場整備補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第2項の場合において、第11条で交付決定した補助金の額から前条第2項の規定により変更した補助金の交付額を差し引いた額に対して、駐輪場開設日から交付決定の変更の事由が生じた日までの期間に応じて、別表2に掲げる返還割合を乗じた額を返還させることができる。なお、返還させる額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

2 市長は、前条第3項の場合において、第11条で交付決定した補助金の額を全額返還させることができる。

(報告)

第17条 交付決定者は、駐輪場の開設後3年以内において、尼崎市民間駐輪場運営状況報告書により、年度ごとの運営状況を上半期分は10月末日までに、下半期分は翌年度4月末日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、この要綱を施行するため必要な限度において、交付決定者に対して、駐輪場の管理運営に関する資料の提出を求めることができる。

(調査等)

第18条 市長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助申請者、補助決定者、交付決定者に対し、補助事業に関する書類の提出および報告を求めることができる。

(施行の細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表1

形 式	1台当たり基準整備費	標 準 整 備 費	補 助 対 象 経 費
自転車	60,000円	1台当たりの基準整備費にそれぞれの補助対象台数を乗じた額の合計	駐輪場設置のための土地取得費と解体費を除く建設費および駐車器具整備費の合計額（増設の場合は増設に係るそれぞれの合計額）×補助対象台数÷収容台数（増設の場合は増加台数）または標準整備費のいずれか低い額 （建設費等には消費税相当額を含む。）
原動機付自転車	80,000円		

別表2

期 間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満
補助金の返還割合	3分の3	3分の2	3分の1